

宮城産業保健トピックス 2

新型インフルエンザ対策①

4 月 29 日段階で国内未発生ですが、第 2 段階への対応について、ガイドラインを確認しておきましょう！

第 2 段階 職場対応マニュアル

(1) 我が国の発生段階区分

発生段階		状態
前段階（未発生期）		新型インフルエンザが発生していない状態
第一段階（海外発生期）		海外で新型インフルエンザが発生した状態
第二段階（国内発生早期）		国内で新型インフルエンザが発生した状態
第三段階		国内で、患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった事例が生じた状態
県の判断	感染拡大期	各都道府県において、入院措置等による感染拡大防止効果が期待される状態
	まん延期	各都道府県において、入院措置等による感染拡大防止効果が十分に得られなくなった状態
	回復期	各都道府県において、ピークを越えたと判断できる状態
第四段階（小康期）		患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態

(2) 第 2 段階以降の職場の感染防止対策

1) 一般的な留意事項

○ 従業員に対し、以下の点について注意喚起を行う。

- ・ 38度以上の発熱、咳、全身倦怠感等のインフルエンザ様症状があれば出社しないこと。
- ・ 不要不急の外出や集会を自粛するとともに、不特定多数の集まる場所に近寄らないようにすること。
- ・ 外出を余儀なくされた場合も公共交通機関のラッシュの時間帯を避けるなど、人混みに近づかないこと。
- ・ 症状のある人（咳やくしゃみなど）には極力近づかないこと。接触した場合、手洗い、洗顔などを行うこと。
- ・ 手で顔を触らないこと（接触感染を避けるため）。

2) 職場における感染防止策の実行（立ち入り制限や対人距離の確保）

○ 職場への入場制限や、出勤時の従業員の体温測定など、事前に定めた感染防止策を実行する。

3) 職場の清掃・消毒

○ 毎日、職場の清掃・消毒を行う。特に多くの人々が接する場所（玄関のドアノブ、訪問者用のトイレ等）は、清掃・消毒の頻度を上げる。

○ 現時点において、新型インフルエンザウイルスの主な感染経路が飛沫感染、接触感染であることを前提とすると、事業所等が空気感染を想定した対策を講じる必要はないと考えられる。

4) 従業員の健康状態の確認等

○ 欠勤した従業員本人や家族の健康状態の確認（発熱の有無や発症者との接触可能性の確認）や欠勤理由の把握を行い、本人や家族が感染した疑いがある場合には連絡するよう指導する。

5) 事業所で従業員が発症した場合の対処

○ 発症の疑いのある者を会議室等に移動させ、他者との接触を防ぐ。発症者が自力で会議室に向かうことができない場合は、個人防護具を装着した作業班が発症者にマスクを着かせた上で援助する。

○ 事業者は、保健所等に設置される予定の発熱相談センターに連絡し、発症した日付と現在の症状を伝え、今後の治療方針（搬送先や搬送方法）について指示を受ける。地域の感染拡大の状況により、入院の勧告から自宅療養まで治療方針は刻々と変化するので、発症者を確認するたびに指示を受けることが望ましい。

6) 従業員の家族が発症した場合の対処

○ 従業員本人だけでなく、同居する家族等の発症や従業員の感染者との接触についても把握することが望ましい。

○ 同居家族が発症した場合、従業員自身又は連絡を受けた事業者は、発熱相談センター（保健所）に連絡して指示を受ける。

○ 濃厚接触の可能性が高いと判断される場合は、保健所から外出自粛等を要請される。

○ 自宅待機等の期間が経過した後も発症しなかった場合は、発熱相談センター（保健所）の意見も踏まえ、その時点で改めて出社の可否を検討する。

(3) 第2段階以降の職場の事業継続計画

情報収集・提供を強化するとともに、あらかじめ検討した事業継続計画を実行し、重要業務の継続を図るとともに、その他の業務を縮小・休止する。

○ 一般の事業者は、国内外の感染状況や社会の状況、取引事業者の操業状況等を勘案しつつ、行動する。職場で発症者や育児や看病のために勤務できない就業者が出た場合、代替要員に従事させて業務を継続するか、あるいは復帰するまで業務を一時休止する。職場で感染者が出た場合は、飛沫が付着する可能性のある場所を清掃・消毒し、感染リスクが低減した後に就業することが望まれる。

○ 社会機能の維持に関わる事業者は、感染防止策を徹底するとともに、取引事業者の協力を得て、社会機能の維持に関わる重要業務を継続できるよう努める。

事業者・職場における新型インフルエンザ対策ガイドラインより
～厚生労働省HP→重要なお知らせ「新型インフルエンザ対策」

独立行政法人労働者健康福祉機構 海外勤務健康管理センターのコメント
(4/30AM)
～新型インフルエンザの流行は拡大傾向にあるが、毒性は低い模様である。
CDC（米国疾病予防管理センター）から各種ガイドラインが発表されており、こうした情報をもとに対策を実施すれば、この病気の流行を恐れる必要はないだろう。（濱田） <http://www.johac.rofuku.go.jp/blog/>